

第 56 回サービス統計・企業統計部会議事概要

- 1 日 時 平成 27 年 6 月 4 日 (木) 9:56~11:41
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 - (部 会 長) 廣松毅
 - (委 員) 北村行伸、西郷浩、中村洋一、野呂順一
 - (専 門 委 員) 野辺地勉、森まり子
 - (審議協力者) 総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府
 - (調査実施者) 総務省統計局統計調査部経済統計課 高田課長、中島調査官ほか
経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 若林室長、谷川統括統計官ほか
 - (事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官ほか
- 4 議 題 経済センサス - 活動調査の変更について
- 5 概 要

- 最初に、審査メモ中の「1 経済センサス - 活動調査 (基幹統計調査) の変更」の「(1) 報告を求める事項」の「ウ 労働者区分の見直し」及び、「(4) 集計事項」の「ア 消費税に係る集計方法の見直し」について、調査実施者からの説明の後、審議が行われ、変更内容については適当とされた。
- 続いて、答申 (案) について審議が行われ、一部、記述の修正を行うことを前提として、部会として了承された。なお、具体的な記述の修正については部会長に一任され、後ほど、委員及び専門委員に報告することとされた。

委員及び専門委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) 労働者区分の見直し

- ・ 特になし

(2) 消費税に係る集計方法の見直し

- ・ 今回の調査項目の追加により、消費税込み、消費税抜きのどちらで記載してもよいと報告者に捉えられると、消費税抜きで記載する報告者が多くなると思う。このため、原則、税込みで記載するよう、記入の仕方等でアナウンスすることが必要ではないか。
← 調査票の該当欄にも「できる限り税込みで記入してください。」と記載しているが、記入の仕方等においてもしっかりと周知したいと考えている。

(3) 答申(案)について

ア 「1 本調査計画の変更」

(ア) 「(2) 理由等」の「ア 報告を求める事項」の「(ア) 個人経営に係る調査票の見直し及び調査事項の簡素化」及び「(イ) その他の調査票の構成の見直し」

- ・ 特段の意見なく了承された。

(イ) 「(2) 理由等」の「ア 報告を求める事項」の「(ウ) 労働者区分の見直し」

- ・ 今回の「正社員・正職員としている人」・「それ以外(パート・アルバイトなど)の人」という区分については、時系列にも配慮した措置であり、異論はない。ただし、雇用者を常用雇用者と臨時雇用者に区分した場合、常用雇用者がほとんどであり、また、常用雇用者の雇用形態が多様化している現状も踏まえ、今後は区分の充実も検討すべきではないか。ガイドラインにおいても常用雇用者の内訳区分について、「原則として雇用契約期間や所定労働時間等のより客観的な指標を用いて区分する」とされていることから、本調査においても更なる検討が必要なことを「今後の課題」に記載すべきではないか。

(ウ) 「(2) 理由等」の「ア 報告を求める事項」の「(エ) その他の主な調査事項の見直し」

- ・ 特段の意見なく了承された。

(エ) 「(2) 理由等」の「イ 報告を求める事項の基準となる期日等」の「(ア) 報告を求める事項の基準となる期日及び報告を求める期間の変更」及び「(イ) 調査結果の公表期日の変更」

- ・ 特段の意見なく了承された。

(オ) 「(2) 理由等」の「ウ 報告を求めるために用いる方法」の「(ア) 調査組織の変更(大型商業施設等の管理会社等への調査業務の委託)」、「(イ) オンライン調査の範囲拡大」及び「(ウ) 調査の対象区分の見直し」

- ・ 特段の意見なく了承された。

(カ) 「(2) 理由等」の「エ 集計事項」の「(ア) 消費税に係る集計方法の見直し」

- ・ 前回調査の集計方法では、売上金額等は、消費税込みとした場合は過小、消費税抜きとした場合は過大となっていたが、今回、消費税抜きを消費税込みに補正した上で集計することで、利用者の利便性だけでなく、精度が向上するとともに正確性の確保が図られるものとする。このため、答申文に「利用者の利便性の向上に資する」だけでなく、「精度の向上や正確性の確保に資する」旨も記述すべきではないか。

(キ) 「(2) 理由等」の「エ 集計事項」の「(イ) その他の集計事項の見直し」

- ・ 特段の意見なく了承された。

イ 「2 「諮問第 29 号の答申 経済構造統計の指定の変更、経済センサス-活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について」(平成 22 年 12 月 17 日付け府統委第 154 号)の「今後の課題」への対応状況」

- ・ 企業の内部取引額の把握については、今回の答申においても今後の課題として記載するという事か。
 - ← 第Ⅱ期基本計画に掲げられている課題であることから、次回の経済センサス - 活動調査における課題ということではなく、基本計画の施行状況等を踏まえて検討すべきと考えている。
 - ← 第Ⅱ期基本計画では「平成 27 年度末までに企業内取引の把握可能性について検討する」とされており、次回の経済センサスの課題というより、基本計画の対応の中で検討されるものとする。
- ・ 企業の内部取引額の把握だけでなく、企業のグループ内取引額を把握することが重要になってくるのではないかと。
 - ← 第Ⅱ期基本計画では、企業グループに関する検討を推進するとされており、次回の経済センサスの課題というより、基本計画への対応の中で検討するものとする。

ウ 「3 今後の課題」

- ・ 常用雇用者の雇用形態等は多様化しており、内訳区分の把握は重要な課題である。一方で、調査の都度区分が変更されると、報告者の記入負担が増大することから、慎重に検討すべきでもある。
 - ← 常用雇用者の内訳区分については、今後のガイドラインの充実に向けた検討において、各調査の役割分担を含めて整理・検討する必要があると考えている。
 - ← 経済センサスの課題というよりは、今後のガイドラインの検討にもつながる指摘があるので、答申の「今後の課題」とすべきことなのかは検討いただきたい。
 - ← 常用雇用者の内訳区分については、「今後のガイドラインの検討状況も踏まえ、検討をすること」という旨を追加してはどうか。
- ・ 消費税込みに補正する方法については、事後的な検証が必要ではないか。また、前回調査の回答率等を考慮して調査項目の削減を行っているため、この対応が適切であったか、その効果の検証もすべきではないか。
 - ← 消費税の補正方法に関する事後的な検証については、産業連関表の方で検証した方が効率的ではないか。
 - ← 消費税込みへの補正の方法については、経済センサス - 活動調査だけでなく、政府統計全体に係る大きな問題なので、部会長メモとして統計委員会に報告することとする。
 - ← 調査項目削減の効果検証は、調査実施者として当然に実施すべきことであり、きちんと実施する。
 - ← 調査項目削減の効果検証は、調査実施者として当然に実施すべきことであり、あえて「今後の課題」に記載する必然性は低いと判断する。
- ・ 常用雇用者の内訳区分、消費税の取り扱いともに政府統計全体の問題であることから、答申においては同様の扱いとすることが望ましいのではないかと。

← 常用雇用者の内訳区分の把握については、経済センサス - 活動調査個別の課題というだけでなく、今後のガイドラインの検討に活かしてほしいという意図もあることから、検討課題として記述することとする。

エ 「1 本調査計画の変更」の「(1) 承認の適否」

・特段の意見なく了承された。

6 その他

平成 27 年 6 月 25 日（木）に開催予定の統計委員会において、廣松部会長から答申（案）を報告することとされた。